

資料提供

令和5年8月24日（木）

- 担当者 福祉部子ども政策局少子化対策課長 楊箸 幸恵
（担当：課長補佐（総括）大野 裕樹（内線 3267））
- 担当者 総務部人事課長 佐藤 敬（処分関係）
（担当：課長補佐 會澤 淳平（内線 2275））

暴行及び盗撮で略式命令を受けた職員の懲戒処分について （強制わいせつ容疑で逮捕された事案に係る懲戒処分）

令和5年7月20日に強制わいせつ容疑で逮捕された少子化対策課に勤務する育児休業補助職員について、罪状が強制わいせつから女性の体を触ったことによる暴行に変更され、それに加えて茨城県迷惑行為防止条例違反（盗撮）で、8月9日付で略式起訴され、同日付けで罰金50万円の略式命令がなされました。

県民の皆様の県に対する信頼を著しく損ねる行為であり、深くお詫び申し上げますとともに、事件を起こした職員に対して、本日付けで停職12月の処分を行いましたので、公表いたします。

今後、二度と同様の事件を起こさぬよう、再発防止策を講じてまいります。

記

1 事件の概要

(1) 事件を起こした職員

少子化対策課

育児休業補助職員 高野 竜大（23歳）

(2) 公訴事実・罪名等の概要

① 強制わいせつ容疑で逮捕に至った事案

6/22（木・年次休暇中）17:25頃にひたちなか市の駐車場に駐車した車内で、10代の女性の右膝・右大腿部を触ったことによる暴行（強制わいせつから罪状変更）

② 捜査により新たに判明した事案

7/10（月・夏季休暇中）7:59頃にひたちなか市所在の駅のエスカレーターで、氏名不詳の女性のスカート内を携帯電話で撮影したことによる迷惑行為防止条例違反（盗撮）

(3) 略式命令の内容等

8/9（水）に、(2)の公訴事実で略式起訴され、同日付けで罰金50万円の略式命令がなされた。

2 処分

(1) 処分内容：停職12月

(2) 処分年月日：令和5年8月24日

3 再発防止策

- ・ 福祉部の全職員に対し服務規律の確保について徹底を図った。
- ・ 本日付けで、服務規律の確保について、改めて全所属に通知し、服務規律の確保の徹底を図った。